

令和7年度 倫理審査委員会 迅速審査一覧

現在までの倫理委員会規程第12条による迅速審査について、下記のとおり報告いたします。

No.	診療科名	研究責任者名	研究課題名	受付番号	迅速審査結果	承認日	備考	再審査要求
278	看護部	高橋 ゆかり	皮膚排泄ケア特定認定看護師と地域医療チームが連携しストーマ近傍難治性潰瘍の再々発を予防できた1症例	07-01	12-1-3	R7.4.17	R7.6.25実績報告済	
279	呼吸器内科	吾妻 俊彦	新興・再興感染症データバンク事業 ナショナル・リポジトリ【Repository of Data and Biospecimen of Data and Biospecimen of Infetious Disease(REFIND)】	07-02	12-1-2	R7.4.30		
280	呼吸器内科	吾妻 俊彦	新興・再興感染症データバンク事業 ナショナル・リポジトリ【REpository of Data and Biospecimen of INfectious Disease(REFIND)】の構築	07-03	12-1-2	R7.5.8		
281	脳神経内科	古谷 力也	当科で診療した多系統萎縮症MSAにおける人工呼吸器装着患者の特徴についての調査	07-04	12-1-3	R7.5.12		
282	放射線診断科	横山 千夏	検査体位の変化が腹部MR画像に与える影響	07-05	12-1-4	R7.5.19		
283	薬剤部	谷 健太郎	薬・薬連携の現状と課題(アンケート調査)	07-06	12-1-3	R7.5.26	R7.10.21実績報告済	
284	薬剤部	谷 健太郎	抗がん剤曝露対策の実態調査	07-07	12-1-2	R7.5.30		
285	看護部	箕田 優花	入院ダイアリーを用いたHCU看護師の家族支援に対する意識と行動変容に関する取り組み	07-08	12-1-3	R7.6.2	R8.3.12終了報告済み	
286	看護部	笹沢 香奈	手術看護師の災害時における意識行動の変化～災害時机上シミュレーションの効果～	07-09	12-1-3	R7.7.7		
287	脳神経外科	大屋 房一	頸部内頸動脈狭窄症の狭窄進行に関するパロキセチンの効果についての後ろ向きコホート研究 R7-EBM(心脳)-04	07-10	12-1-1	R7.7.9		
288	企画課	小林 星也	がん診療均てん化のための臨床情報データベース構築と活用に関する研究	07-11	12-1-2	R7.7.29		
289	脳神経内科	古谷 力也	難病のゲノム医療推進に向けた全ゲノム解析基盤に関する先行的研究開発	07-12	12-1-2	R7.8.4		
290	看護部	井之上 康子	BRAF V600E変異陽性切除不能・進行再発大腸がん患者への支援～患者の意向を尊重し多職種連携により支援した2症例～	07-13	12-1-1	R7.8.7	R7.10.22実績報告済	
291	整形外科	吉村 康夫	線維性骨異形成の低侵襲診断を可能にする血中GNAS遺伝子変異検出技術の開発	07-14	12-1-1	R7.8.28		
292	整形外科	吉村 康夫	全国骨・軟部腫瘍登録を用いた骨軟部腫瘍の実態把握を目指したレジストリ研究	07-15	12-1-1	R7.8.28		
293	乳腺外科	清沢 奈美	超高齢者(90歳以上)乳がん患者における手術療法の検討	07-16	12-1-3	R7.9.8		
294	外科	横山 隆秀	Stratafix®の使用が縫合効率および術後創合併症に及ぼす影響:多施設ランダム化比較試験	07-17	12-1-1	R7.9.11		
295	看護部	河井 友恵	ロボット支援手術導入における人材育成と看護師長の役割	07-18	12-1-3	R7.9.12		
296	救急科	吉本 広平	バイタルサイン測定間隔と院内救急コール発報リスクとの関連:院内心停止患者を対象とした単施設後方視研究	07-19	12-1-3	R7.9.16		
297	病理検査科	前島 俊孝	悪性腫瘍に対する治療抵抗性の層別化バイオマーカーの探索 R7-EBM(癌般)-01	07-20	12-1-1	R7.9.17		
298	脳神経内科	江澤 直樹	アルツハイマー病疾患修飾薬全国臨床レジストリ研究	07-21	12-1-1	R7.9.12		
299	緩和ケア内科	清水 文彰	患者報告型アウトカムを用いた緩和ケアチームにより提供される専門的緩和ケアの質の評価のための多施設調査	07-22	12-1-1	R7.9.19		
300	糖尿病内分泌内科	川田 伊織	糖尿病腎症患者の尿中アルブミン減少効果に関する少量スピロラクトン投与とフィネロン投与の2群間比較研究	07-23	12-1-1	R7.10.6		
301	腎臓内科部長	高橋 寧史	診療情報管理士による診療情報の適正化と利活用に関する研究ー透析患者データの分析ー	07-24	12-1-1	R7.10.10		
302	腎臓内科部長	高橋 寧史	非典型的溶結性尿毒症症候群(aHUS)の疑いにかかる、診断のため補体制御因子、遺伝子検査の実施	07-25	12-1-1	R7.10.29		
303	副薬剤部長	谷 健太郎	CP-Atlas活用状況に関するアンケート調査	07-26	12-1-3	R7.11.7		
304	消化器内科	藤森 一也	消化器内視鏡に関連する疾患、治療手技データベース構築14版(ver.14.7)	07-27	12-1-1	R7.11.7		
305	乳腺内分泌外科	小松 哲	副甲状腺癌患者の治療の現状に関する調査	07-28	12-1-1	R7.11.17		
306	看護部	高橋 ゆかり	特定行為研修後、褥瘡管理者としての活動の現状と今後の課題	07-29	12-1-3	R7.12.17		
307	事務部	小林 星也	レセプトおよびDPCデータを用いた循環器疾患における医療の質の向上に資する研究	07-30	12-1-2	R7.12.23		
308	看護部	田中 美咲	整形外科患者の患肢側に、弾性ストッキング装着によるMDRPUが発症した事例の要因分析	07-31	12-1-1	R7.12.23		
309	看護部	丸山 拓海	腓骨神経麻痺の発症要因について	07-32	12-1-1	R7.12.23		
310	呼吸器内科	吾妻 俊彦	AI技術を用いたPD-L1高発現非小細胞肺癌の腫瘍微小免疫環境の解析(HOT2503)	07-33	12-1-1	R7.12.26		
311	看護部	小田中 美奈	妊娠中にSNS上で収集した情報と実際に分娩を経てのイメージの違い	07-34	12-1-3	R8.1.13		

現在までの倫理委員会規程第12条による迅速審査について、下記のとおり報告いたします。

No.	診療科名	研究責任者名	研究課題名	受付番号	迅速審査結果	承認日	備考	再審査要求
312	看護部	内堀 夢唯	深部静脈血栓症合併妊婦に対しヘパリン皮下自己注射獲得し自宅退院できるまでの支援	07-35	12-1-3	R8.1.13		
313	薬剤部	赤平 淳美	CKDシール運用後のアンケート調査	07-36	12-1-3	R8.1.14		
314	呼吸器内科	吾妻 俊彦	感染症臨床研究ネットワーク・Infectious disease Clinical Research netWork With National repository (iCROWN)事業ナショナル・リポジトリの構築 (旧課題名)新興・再興感染症データベース事業ナショナル・リポジトリ【REpository of Data and Biospecimen of Infectious Disease (REBIND)】の構築	07-37	12-1-2	R8.1.27		
315	整形外科	吉村 康夫	腎細胞癌の骨転移発生経過と対応に関する検討	07-38	12-1-3	R8.1.29		
316	呼吸器内科	吾妻 俊彦	再発小細胞肺癌に対するタルラタマブの実地診療における有効性・安全性を検討した多施設共同前向き観察研究	07-39	12-1-1	R8.2.4		
317	看護部	秋山 稀三音	HCU病棟の騒音に対する看護師の意識調査	07-40	12-1-3	R8.2.12		
318	外科	増尾 仁志	鼠径部、腹部ヘルニア手術の検討	07-41	12-1-3	R8.2.26		
319	放射線科	蛭牟田 慶人	心エコー指標と冠動脈造影CTにおける造影剤到達時間および造影効果との関連性に関する後ろ向き研究	07-42	12-1-3	R8.3.13		
320	看護部	若林 優里子	初産婦が産褥入院中にスタッフへ望むケアの違い-35歳未満と35歳以上の比較	07-43	12-1-3	R8.3.31		

(迅速審査)

第12条 臨床研究倫理委員会は、次項に定める手続きにより迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象は次の各号の審査とする。

1. (第1項)

- 一 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について臨床研究倫理委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見をj得ている場合の審査
- 二 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- 三 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- 四 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- 五 その他、臨床研究倫理委員会が事前に軽微な変更の対象とする旨について了承したもの

2. 迅速審査は委員長が指名する者により行い、第10条第11項に従って判定し、研究責任者等に審査結果を報告する。第8条に示す臨床研究倫理委員会事務局は、次回の臨床研究倫理委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。なお、迅速審査の結果の報告を受けた臨床研究委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて臨床研究倫理委員会における審査を求めることができるものとする。この場合において委員長は、相当の理由があると認めるときは、臨床研究倫理委員会を速やかに開催し、当該事項について審査する。

3. 臨床研究倫理委員会は、同条第1項第二号に該当する事項のうち、確認のみで良いと認め、報告事項として取り扱うものは、研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性が少なく、研究対象者への危険性を増大させない変更のうち、次の各号の変更とする。

- 一 研究計画書の内容の変更に伴わない誤記における記載整備
- 二 研究責任者及び研究者等の職名変更、氏名変更等(人物・所属機関の変更は除く)
- 三 実施中の研究における目標症例数の変更
- 四 研究期間の変更及び延長